

令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度食品産業連携促進事業委託業務に関するプロポーザルの審査について、次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査委員1人当たりの総合点数は105点（加点含む）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとします。

【審査基準】

(1) 提案内容	(50点)
(2) 実施体制	(30点)
(3) 業務実績	(10点)
(4) 金額	(10点)

【加点基準】

(5) 県が推進する施策への取組	(5点)
------------------	------

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所（予定）

日時：令和8年3月24日（火）9時から

場所：高知市中央卸売市場 管理棟2F 中会議室

〒781-0881 高知市弘化台12-12

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1参加者30分までを基本としますが、参加申込の状況によっては、時間を変更することがあります。

イ 各参加者のプレゼンテーション開始時刻は、別途審査委員及び参加者に通知します。

ウ 各参加者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準（及び加点基準）」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の評価点数を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記（3）、（4）にかかわらず、得点が総合点数の6割未満の場合は選定の対象としません。